

公開シンポジウム

外国人受入れ新時代

—在留外国人等基本法に向けて—



2024年1月25日(木)

衆議院第一議員会館大会議室

目次

- ・プログラム
- ・登壇者のプロフィール
- ・新在留外国人等基本法の要綱案
- ・「新在留外国人等基本法の要綱案」賛同メンバー



プログラム

PART I (14:00~14:50)

開会あいさつ

狩野功 (公財) 日本国際交流センター理事長

政府代表あいさつ

小泉龍司 法務大臣

基調講演「外国人材の受入れと地方の活性化」

國松孝次 (一財) 未来を創る財団会長、元警察庁長官、元スイス大使

円卓会議「新在留外国人等基本法の要綱案」の骨子説明

毛受敏浩 (公財) 日本国際交流センター執行理事

14:40~14:50 休憩

PART II (14:50~17:00)

パネルディスカッション1「外国人受入れのための基盤構築」

モデレーター

宍戸健一 (独) 国際協力機構 理事長特別補佐

パネリスト

アンジェロ・イシ 武蔵大学教授

シュレスト・ブパール・マン エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン顧問

田中宝紀 (特活) 青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者

安井誠 (一社) セブングローバルリンケージ専務理事

結城恵 群馬大学教授



15:50~16:00 休憩

パネルディスカッション2 「在留外国人等基本法の実現に向けて」

モデレーター

竹田忠 政策分析ネットワーク上席フェロー（前 NHK 解説委員）

パネリスト

市川正司 弁護士、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議委員

國松孝次 （一財）未来を創る財団会長、元警察庁長官、元スイス大使

柴山昌彦 衆議院議員（自民党）、元文部科学大臣

鈴木江理子 国土舘大学教授、移民政策学会会長

中川正春 衆議院議員（立憲民主党）、元文部科学大臣



登壇者プロフィール

狩野 功 (かのう いさお)

公益財団法人日本国際交流センター理事長



海外7場所駐在を含め40年に亘る国際取引や各国での事業会社の経営並びに在外日本関連組織における公的活動を通じた知見を活かし、日本国際交流センター(JCIE)の諸活動を主導する。2023年4月に現職に就任する前は、1984年より三菱商事株式会社に勤務。金属資源事業を中心に、開発、投資、取引、経営に関わる業務を各国で歴任。2018年三菱商事理事欧州統括兼欧州三菱商事社長。Mitsubishi Corporation Fund for Europe and Africa(MCFEA:三菱商事欧州アフリカ基金) Trustee並びに在英国日本商工会議所会頭、英国日本クラブ副会長、Japan House London Trustメンバーを歴任。2018年より日英21世紀委員会参加、2021年日本側コアメンバー、2022年より日本国際交流センター理事。1984年一橋大学商学部卒。2012年Harvard Business School LFO履修。

小泉 龍司 (こいずみ りゅうじ)

法務大臣



1975年、東京大学法学部卒業後、大蔵省入省。大蔵省では証券局調査室長などを歴任。2000年に衆議院議員に初当選。以後、衆議院議員として自民党の副幹事長、国際局長、選挙対策副委員長などを歴任。2023年9月、第2次岸田第2次改造内閣により法務大臣に就任。

国松 孝次 (くにまつ たかじ)

一般財団法人「未来を創る財団」会長、元警察庁長官、元スイス大使



1937年静岡県浜松市生まれ。1961年東京大学法学部卒。同年4月警察庁入庁。以後、警視庁本富士警察署長、大分・兵庫各県警察本部長、警察庁刑事局長などを経て、1994年7月から1997年3月まで警察庁長官。1999年9月から2002年12月まで駐スイス日本国大使。現在、一般財団法人「未来を創る財団」会長、公益財団法人「犯罪被害救援基金」代表理事、認定NPO法人「日本防災士機構」会長などを務める。



毛受 敏浩 (めんじゅ としひろ)

公益財団法人日本国際交流センター執行理事



慶応大学法学部卒。米国エバグリーン州立大学公共政策大学院修士。兵庫県庁で10年間の勤務後、1988年より日本国際交流センターに勤務。多文化共生・移民政策、草の根の国際交流調査研究など多様な事業に携わる。現在、文化庁文化審議会日本語教育小委員会委員、新宿区多文化共生まちづくり会議委員。これまで総務大臣賞自治体国際交流表彰選考委員、内閣官房地域魅力創造有識者会議委員などを歴任。著書に『人口亡国—移民で生まれ変わるニッポン』（朝日新書、2023）、『移民がひらく日本の未来』（明石書店、2020）など多数。

パネルディスカッション1 「外国人受入れのための基盤構築」

宍戸 健一 (ししど けんいち)

JICA 理事長特別補佐（外国人材）兼一般社団法人 JP-MIRAI 理事／事務局長代行



1986年東京大学農学部卒後、国際協力事業団（現 国際協力機構）に入団。本部事業部門、インドネシア勤務の後、ガーナ事務所長、スーダン駐在員事務所長、地球環境部次長（自然環境）、関西国際センター所長、農村開発部長、上級審議役を経て、2022年10月より現職。著書には「アフリカ紛争国スーダンの復興にかける～復興支援1500日の記録」（佐伯出版）がある。2020年からJICAの外国人材受入支援の事業を統括するとともに、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」（JP-MIRAI）などを主導した。

アンジェロ・イシ

武蔵大学教授



サンパウロ市生まれの日系ブラジル人三世、自称「在日ブラジル人一世」。武蔵大学社会学部教授。サンパウロ大学ジャーナリズム学科卒業。90年に日本へ国費留学、新潟大学大学院および東京大学大学院を経てポルトガル語新聞の編集長を務めた。専門は国際社会学、移民研究、メディア論。ブラジル政府の在外市民代表者会議評議員や（公財）海外日系人協会の常務理事、総務省、外務省、文科省、法務省の多文化共生関連施策の有識者会議の委員も歴任。テレビ番組出演多数。国際交流、多文化共生などについて各地で講演。著書に『ブラジルを知るための56章』（明石書店）、共著に『日本人の海外移住』（同）、『移民研究と多文化共生』（御茶の水書房）など。



シュレスト・ブパール・マン

エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン顧問



ネパール出身で、2003年に留学生として来日。2011年3月に大学院博士課程を終了。2012年から千葉商科大学や創価大学などで非常勤講師。2012年8月から2018年8月まで新宿区多文化共生まちづくり会議の委員。2013年4月にエベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパンを設立し、2020年まで理事長として歴任。2020年3月からCE HUMAN RESOURCES株式会社の代表取締役役に就任。2017年に東京都多文化共生推進委員会の委員。2018年7月から日本国際交流センター（JCIE）による「外国人材の受入れに関する円卓会議」の発起人。2021年から海外在住ネパール人協会（NRNA）日本支部の専門家委員会の委員。

田中 宝紀（たなか いき）

特定非営利活動法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部事業責任者



16才で単身フィリピンのハイスクールに留学。フィリピンの子ども支援 NGO を経て2010年より現職。海外にルーツを持つ子どもたちのための専門家による教育支援事業『YSC グローバル・スクール』を運営する他、日本語を母語としない若者の自立就労支援に取り組む。日本語の壁、いじめ、貧困など、こうした子どもや若者が直面する課題を社会化するために積極的な情報発信を行っている。文科省「中央教育審議会」臨時委員（初等中等教育分科会～2023年3月）、日本ユネスコ国内委員会委員（2022年12月～）、Yahoo! ニュース個人オナー、朝日新聞コメントプラスコメンテーター他。著書『海外ルーツの子ども支援 言葉・文化・制度を超えて共生へ』（2021年、青弓社）

安井 誠（やすい まこと）

（株）セブン-イレブン・ジャパン オペレーション本部エキスパート
一般社団法人セブングローバルリンケージ専務理事



東京大学経済学部卒業後、日本興行銀行に入行。外為・デリバティブズ営業の外、北京大学、台湾師範大学にて中国語語学研修後、上海支店開設に携わり5年間赴任。みずほ銀行ではEビジネスや外為営業次長などを歴任、武漢支店を開設、初代支店長に就任し3年間赴任。セブン-イレブン・ジャパンに出向・転籍。セブン-イレブン（中国）副総経理企画室長として北京に4年間赴任、経営企画部中国担当GM、グローバル人材開発部GMなどを歴任。一般社団法人セブングローバルリンケージを設立し専務理事に就任。一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会外国人材受入れに関する検討会座長。経団連外国人政策部会メンバー。東京都多文化共生委員。



結城 恵 (ゆうき めぐみ)

国立大学法人群馬大学 大学教育・学生支援機構 教授、キャリアサポート室長



東京大学教育科学研究科博士課程修了。博士（教育学）。産官学金協働で「グローバル・ハタラクラスぐんま」プロジェクトを立ち上げ、外国人留学生の就職促進、外国人児童生徒の教育支援、定住外国高齢者の健康増進プログラムなど多岐にわたる取組を展開。特に、多文化共生社会に貢献する地域人財を養成する「多文化共生推進士」養成ユニットや、修了した外国人留学生の国内企業の就職率はほぼ100%、県内企業の就職率は5年間で1割から6割に向上したという実績を生み出した、地方型「留学生就職促進教育プログラム」は、国内外から注目されている。出入国在留管理庁「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」構成員。

パネルディスカッション2「在留外国人等基本法の実現に向けて」

竹田 忠 (たけだ ただし)

政策分析ネットワーク上席フェロー（前 NHK 解説委員）



1983年NHK入局。経済部記者、「NHKジャーナル」キャスターなどを経て、解説委員。経済・雇用・社会保障を担当。海外10か国超の企業の雇用のあり方を現地取材すると共に、外国人労働者問題などを取材。日本記者クラブで専門家による連続講演「日本の労働を誰が支えるのか」を企画・立案・司会。2023年NHKを退職して現職。技能実習制度にかわる新たな制度について報告書をまとめた有識者会議の座長代理、高橋進さんのインタビュー動画は以下で。
<https://www.policy-issues.jp/>

市川 正司 (いちかわ まさし)

弁護士、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議委員



弁護士（日弁連人権擁護委員会元委員長、第一東京弁護士会元副会長）、元難民審査参与員、第七次出入国管理政策懇談会委員、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会有識者委員、技能実習制度と特定技能制度の在り方に関する有識者会議委員、国連 UNHCR 協会理事、中央大学法科大学院元客員教授（国際人権法）。論文として「外国人労働者受入れ政策の法的問題点～当面の受入れ政策の問題点と中長期的方針について～」(日弁連『自由と正義』2015年11月号) など



柴山 昌彦 (しばやま まさひこ)

衆議院議員 (自民党)、元文部科学大臣



昭和 40 年愛知県生まれ。東京大学法学部卒業後、住友不動産を経て弁護士 (東京弁護士会)。平成 16 年 4 月、衆議院埼玉 8 区補選に立候補し初当選、以来 7 期連続当選。外務大臣政務官、総務副大臣、衆議院内閣常任委員長、内閣総理大臣補佐官、自民党総裁特別補佐・筆頭副幹事長を歴任後、第 4 次安倍改造内閣では文部科学大臣として初入閣。教育再生担当大臣として教育改革の推進や研究力強化に向けた取り組みを進める。その後、自民党政務調査会長代理、幹事長代理を経て、現在は 2 度目の自民党政務調査会長代理のほか、党教育・人材力強化調査会長、同埼玉県連支部連合会長を務める。

鈴木 江理子 (すずき えりこ)

国土館大学文学部教授



一橋大学大学院社会学研究科博士課程修了。博士 (社会学)。NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク共同代表理事、認定 NPO 法人多文化共生センター東京理事、移民政務学会会長などを兼任。移民政務や人口政策、労働政策を研究するかたわら、外国人支援の現場でも活動。

主著に『「多文化パワー」社会』(共編著、2007 年)、『日本で働く非正規滞在者』(単著、2009 年、平成 21 年度冲永賞)、『東日本大震災と外国人移住者たち』(編著、2012 年)、『なぜ今、移民問題か』(共編著、2014 年)、『新版外国人労働者受け入れを問う』(共著、2019 年)、『アンダーコロナの移民たち』(編著、2021 年)、『入管問題とは何か』(共編著、2022 年) など多数。

中川 正春 (なかがわ まさはる)

衆議院議員 (立憲民主党)、元文部科学大臣



1950 年 6 月三重県松阪市生まれ。三重県立津高等学校卒業。1973 年米国ジョージタウン大学外交学部卒業。大学時代にアメリカの発展は移民による多様性から生まれるダイナミズムであることを実感。卒業後、国際交流基金を経て 1983 年より三重県議会議員 (3 期 12 年)。1996 年 10 月衆議院議員初当選 (現在 9 期目)。民主党政権で、文部科学大臣、男女共同参画担当大臣、定住外国人政策を担当する内閣府の特命担当大臣など歴任。

「日本語教育推進議員連盟」会長代行として「日本語教育の推進に関する法律」(2019 年 6 月) の立法化に尽力。この法律に基づき、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が成立 (2023 年 5 月)。



「新在留外国人等基本法の要綱案」

(公財) 日本国際交流センター
外国人材の受入れに関する円卓会議

「新在留外国人等基本法の要綱案」は、2019年1月に「外国人材の受入れに関する円卓会議」のメンバーにより策定された「在留外国人等基本法要綱案」をもとに、新たに2024年1月「在留外国人等基本法」に盛り込むべき内容を再検討の上でまとめたものである。なお、在留外国人等とは、日本に3ヶ月を超えて居住する日本国籍を持たない者、出生以外による日本国籍取得者とその子孫、両親のいずれかが日本国籍以外である者とその子どもなどを指すものとする。

1. 目的

この法律は、在留外国人等の流入及び定住化が進む中で、日本国民と在留外国人等が相互に文化、人格、個性を尊重しあいながら、日本社会の一員として在留外国人等の人権が尊重される共生社会を構築する上で必要な基本理念を定めるとともに、経済、文化両面で活力ある社会を実現することを目的とすること。

2. 基本理念

在留外国人等に関する法律または施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

1) 国は、在留外国人等が日本社会の一員として多面的な貢献を行う能力と可能性を有する存在であるとの認識及び人口減少による将来社会の持続性の危機への理解に基づき、適正規模の外国人の受入れを進めるとともに、在留外国人等を日本社会に統合することにより、安心、安全で活力ある社会を実現することを基本理念として行なわなければならないこと。

2) 国は、在留外国人等が日本国民同様、出生から死亡に至るまでの一生の中で生活者として多様なニーズを有し、また社会と係わるものであり、このようなライフステージを包括する取組みが必要との認識のもと、子どもの教育の機会均等をはじめ、日本での生活、学習、就労における選択および参加を含む在留外国人等の社会的統合・包摂について合理的な配慮を行わなければならないこと。なお、そのための対応は国及び地方公共団体、地域住民、教育機関、医療機関等の有機的な連携のもとに総合的に行なわれる必要があること。

3) すべての日本国民は、在留外国人等の出身元の文化的・言語的アイデンティティに対し十分な配慮をするとともに、在留外国人等の尊厳を重んじ、何人も、国籍、民族、または宗教等を理由として差別されないよう努めなければならないこと。



4) 国は日本と在留外国人等の出身国との関係を尊重するとともに、関係省庁及び官民連携により出身国が日本と共に発展することに配慮しなければならないものとする。

3. 国及び地方公共団体の責務

1) 国は、この法律の基本理念に従い、その目的を達成するために、在留外国人等に関する施策を総合的に策定し、これを実施しなければならないものとする。

2) 国は、在留外国人等の出入国及び在留管理、処遇等に関連する他の法令の制定及び改正を行う場合は、この法律の目的及び基本理念に沿って行わなければならないものとする。

3) 国は在留外国人等の日本社会への統合の実現に向けた財源確保を図るとともに、地方公共団体に必要な財源を確保しなければならないものとする。

4) 地方公共団体は、都道府県並びに市町村における外国人の受入れと定着の推進にかかわる体制の整備と的確な施策の実施のための措置を講じなければならないものとする。

4. 事業者の責務

在留外国人等を雇用する事業主は、国が実施する施策に協力するとともに、その雇用する在留外国人等の人権を尊重しながら、その有する職業能力を有効活用し向上させるための労働環境を整備し、日本語学習、職業訓練等の教育訓練の提供を含む適切な対応に努めなければならないものとする。

5. 日本国民及び在留外国人等の責務

1) 日本国民は、日本社会が持続的かつ健全な発展を遂げていく上で在留外国人等を社会の構成員として受入れることが重要であることをよく理解し、在留外国人等との協力、共生の推進に寄与するよう努めなければならないものとする。

2) 在留外国人等は、日本社会の一員として安心、安全で活力ある地域社会の実現に向けて積極的に社会参加するよう努めなければならないものとする。

6. 基本方針及び計画の策定

1) 国は、在留外国人等の受入れに当たっては、地方公共団体及び事業者の主体的な関与を得ながら、その地域における在留外国人等の居住実態、就労実態等を把握して、在留外国人等の居住、就労並びに教育の環境が地域による格差が生じないよう必要な措置をとることを基本方針とすること。就労、生活及び社会参画等のための施策の総合的かつ計画的な推進と成果目標を定めた進捗管理を適正に行うため、その基本方針とそれに基づく基本計画を5年おきに策定しなければな



らないものとする。

2) 都道府県及び市町村は、当該都道府県または市町村の実情に応じて、在留外国人等の就労、生活及び社会参画等についての計画を策定しなければならないものとする。

3) 国は、基本方針及び基本計画の策定にあたっては、在留外国人等、事業主、NPO・NGO等の関係者の意見を聞き、それを尊重するように努めなければならないものとする。

4) 基本計画には、下記に掲げる事項について定めなければならないものとする。

- a. 施策に関する基本的目標と方向
- b. 行政機関等が講ずべき措置に関する基本的事項
- c. 財源、人員を安定的に確保するための措置に関する事項
- d. 在留外国人等の生活にかかわる基盤等の基準に関する事項

7. 在留外国人等政策委員会

1) 在留外国人等に関する基本計画の策定または変更、計画の実施状況についての総合調整や勧告を行う諮問機関として、内閣府もしくは出入国在留管理庁に「在留外国人等政策委員会」（以下、政策委員会）を設置するものとする。

2) 政策委員会の委員は、在留外国人等を含め、その就労、生活及び社会参画に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者により構成されるものとする。なお、政策委員会の委員は、在留外国人等、事業主、地方公共団体、NPO・NGO等の意見を聞き在留外国人等の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう構成されなければならないものとする。

3) 都道府県は、在留外国人等に関する施策の総合的かつ計画的推進について必要な事項を調査、審議し、その施策の実施状況を点検、評価する諮問機関の設置のために必要な措置を講ずるものとする。

8. 啓発活動

国及び地方公共団体は、共生社会の実現を妨げている諸要因の解消を図るとともに、この法律の目的と基本理念に関する日本国民、事業主、在留外国人等の関心と理解を深めるために必要な啓発活動を行わなければならないものとする。またすべての教育機関においては、公正な教育機会の提供、多様性の尊重と共生社会の実現に向けた教育実践に努めなければならないものとする。なお、各関係機関及び団体の協力のもと、共生社会の重要性を広く日本国民と在留外国人等に訴えかけるとともに、在留外国人等による社会、経済、文化その他あらゆる分野への参画を促進するために諸施策を行い、集中的な啓発活動を行うものとする。



9. 情報の収集、整理及び提供

国は、在留外国人等の政策立案及び共生社会の実現のための取組みに資するよう、国内外における在留外国人等に関する情報の収集、整理及び提供、必要な調査及び統計の実施に努めなければならないものとする。また国は、毎年、この法律に掲げる基本理念の実現状況及び国が講じた施策及び在留外国人等の現状を明らかにした白書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。

付記

今後の情勢の変化に応じて文言について適宜、再検討を行う。



外国人材の受入れに関する円卓会議 新在留外国人等基本法要綱案賛同メンバー

(50 音順)

座長

狩野 功 (公財) 日本国際交流センター理事長

事務局長

毛受 敏浩 (公財) 日本国際交流センター執行理事

メンバー

アンジェロ・イシ 武蔵大学教授

市川 正司 弁護士、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議委員

井手 修身 (学法) アイデア熊本アジア学園理事長

梅田 邦夫 元ベトナム、ブラジル大使、(一財) 外国人材共生支援全国協会 (NAGOMi) 副会長

織田 一 朝日新聞記者

國松 孝次 (一財) 未来を創る財団会長、元警察庁長官、元スイス大使

坂本 吉弘 (一社) 日本国際実務研修協会会長

シュレスト・ブパール・マン エベレスト・インターナショナル・スクール・ジャパン 顧問

穴戸 健一 (独) 国際協力機構 (JICA) 上級審議役

杉村 美紀 上智大学教授

鈴木 康友 前浜松市長、未来共創 (株) 代表取締役

田中 宝紀 (特活) NPO 法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任者

刀裯館久雄 (公社) 日本経済研究センター研究主幹

中川 正春 衆議院議員 (立憲民主党)

成川 哲夫 岡三証券 (株) 社外取締役

野村 勉 第一勧業信用組合理事長



舟久保 利明

(株) 昭和製作所取締役会長

結城 恵

群馬大学教授

安井 誠

(株) セブン-イレブン・ジャパン オペレーション本部
エキスパート

(一社) セブングローバルリンケージ専務理事

